

食品衛生ミニ情報

東京都多摩府中保健所ホームページにも掲載

多摩府中 ミニ情報

検索



令和5年11月 発行

東京都多摩府中保健所 食品衛生第一担当

府中市宮西町1-26-1(東京都府中合同庁舎内)

TEL 042-362-2334

武蔵野三鷹地域センター 食品衛生第二担当

武蔵野市西久保3-1-22

TEL 0422-54-2209

対面販売・飲食店の皆さま!!

食物アレルギー対策は万全ですか？

対面販売や店頭での量り売り、飲食店等で提供される食品には、アレルゲン情報の提供は義務付けられていませんが、健康被害防止のために、食物アレルギーについて情報提供の充実が求められています。

食物アレルギー事故防止の3か条

01

質問に対して、あいまいな回答をしない。

食物アレルギー事故の防止には事前に店舗のルールを決めたり、従業員教育を徹底するなどの準備が必要です。接客・調理時には、アレルギーコミュニケーションシートなどを活用してコミュニケーションを徹底やアレルゲンの混入に注意し、事故を防止しましょう。

東京都アレルギーコミュニケーションシート



02

使用する食材について、最新で正確な情報を提供する。

粘膜	くちびるやまぶたの腫れ など
呼吸器	違和感、咳、息苦しさ など
皮膚	じんましん、発赤、かゆみ など
消化器	腹痛、下痢、おう吐 など
全身	意識がもうろうとする など

食物アレルギーの主な症状

※症状は非常に多彩であり、個人や食べる量によって症状は異なります。

03

アレルゲンの混入に注意するとともに、混入の可能性について必ずお客様に伝える。

特殊な食物アレルギー

食物依存性運動誘発アナフィラキシー
特定の食べ物を食べただけでは起こらないが、食べた後に運動することでアレルギー症状が生じる。喫食後2時間以内の運動や入浴で起こることが多い。

口腔アレルギー症候群
特定の食べ物を食べると口周囲の発赤や口腔内の腫れ、のどの痛みや違和感などが生じる。花粉と食物との関連性が指摘されている。

お客様が食物アレルギーを発症し、緊急性が高い症状がある場合や、症状が急変した時には、救急車を手配します。緊急時には、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を参考にしましょう。

食物アレルギー緊急時対応マニュアル



重要です！

食物アレルギー表示

容器包装に入れて販売する食品には、食品表示法にもとづく表示が必要です。これは、無償で不特定または多数の人に譲渡する場合も含まれます。食物アレルギーによる健康危害を防ぐために、アレルゲンを含み、容器包装に入れられた食品にはアレルゲンを含む旨の表示が義務付けられています。

表示の対象となるアレルゲンは、表示が義務付けられたもの（特定原材料）と表示が推奨されたもの（特定原材料に準ずるもの）の2種類があります。

！ 特定原材料 !

乳、卵、小麦、そば、落花生、えび、かに、くるみ

令和5年3月にくるみが特定原材料に追加されました

！ 特定原材料に準ずるもの !

アーモンド、いくら、大豆、キウイフルーツ、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、牛肉、まつたけ、あわび、豚肉、オレンジ、ゼラチン



01

個別表示

個々の原材料名の直後に、それぞれに含まれる特定原材料等をかっこ書きで表示（個別表示）します。原材料名の名称そのものが特定原材料等であれば、個別表示は不要です。原則的な表示方法です。

例	名称	焼菓子
	原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、植物性油脂（大豆を含む）、卵黄（卵を含む）、生クリーム（乳成分を含む）、アーモンド／膨張剤、香料
	内容量	...

注意！

- 「卵白」や「卵黄」には卵を含む旨
 - 生クリームには乳成分を含む旨
- 上記2点に注意し、表示する必要があります。

食物アレルギー表示など、品質・衛生事項に関する表示については、下記にお問合せください。

府中市・調布市・狛江市・小金井市
多摩府中保健所 TEL. 042-362-2334

武蔵野市・三鷹市
武蔵野三鷹地域センター TEL. 0422-54-2209

※栄養成分表示などの保健事項については、武蔵野市・三鷹市の方も多摩府中保健所にご相談ください。

※相談内容によっては他の相談先をご紹介しますことがあります。

食物アレルギー患者にとって、食品の表示は極めて重要です。万が一、食物アレルギー表示が適切にされていない場合、それが原因でアレルギー症状が起き、重篤な場合には命の危険にさらされることもあります。食物アレルギーの表示制度に基づく、適切な表示に努めましょう。

02

一括表示

原材料名欄の最後に、含まれる全ての特定原材料等を、まとめてかっこ書きで表示（一括表示）します。特定原材料等が原材料として表示されている場合でも、一括表示に改めて表示する必要があります。個別表示で表示できない場合や個別表示がなじまない場合の方法です。

例	名称	焼菓子
	原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、植物性油脂、卵黄、生クリーム、アーモンド／膨張剤、香料、（一部に小麦・大豆・卵・乳成分・アーモンドを含む）
	内容量	...

注意！

原材料名に「アーモンド」があっても、一括表示内に改めて表示が必要です。